第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社呼子鉄筋工業所 | 茨城県鹿嶋市大字宮中二千三百二十八番地七 | 鉄筋施工 |
| ノハラスチール株式会社 | 東京都新宿区新宿一丁目一番十一号 | 鉄筋施工 |
| 有限会社鋼鉄筋 | 石川県鳳珠郡能登町字柳田井部六十番地 | 鉄筋施工 |

**○厚生労働省告示第三百四十五号**

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づく次世代育成支援対策推進センターとしての指定を、次の団体について、平成二十七年八月十四日付けで取り消したので、告示する。

平成二十七年八月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 名称 | 主たる事務所の所在地 |
|---|---|
| 亀山商工会議所 | 三重県亀山市東御幸町三十九番八号 |

**○厚生労働省告示第三百四十六号**

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号及び平成十六年厚生労働省告示第三百五十四号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十七年八月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 名称 | 変更前の主たる事務所の所在地 | 変更後の主たる事務所の所在地 | 変更の日 |
|---|---|---|---|
| 東京商工会議所 | 東京都千代田区丸の内三丁目二番二号 | 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号 | 平成二十七年一月五日 |
| 一般社団法人石川県経営者協会 | 石川県金沢市上堤町一番一十五号 | 石川県金沢市尾山町九番十三号 | 平成二十六年六月十八日 |
| 佐賀県中小企業団体中央会 | 佐賀県佐賀市松原一丁目二番三十五号 | 佐賀県佐賀市白山二丁目一番十二号 | 平成二十六年三月十日 |

**○経済産業省告示第百六十三号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十一条第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 審査の区分 | 審査業務開始日 |
|---|---|---|---|
| 日本検査株式会社 | 東京都中央区八丁堀二丁目九番一号 | 一　使用前安全管理審査<br>二　溶接安全管理審査<br>三　定期安全管理審査 | 平成二十七年八月十五日 |

**○国土交通省告示第九百三十六号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県さいたま市緑区大字大門字野原、字宮下、字内町の各一部、大字上野田字野境の一部、大字下野田字宿畑、字家下の各一部及び字新道下、字新田、字流の全部、大字中野田字附ノ木、字稲荷下、字五郎シ、字入部崎の各一部、大字南部領辻字円城寺の一部、大字玄蕃新田字長町の一部及び字内、字外の全部、大字高畑字水引堀下、字狭土手下の各一部及び字八雲、字新田耕地の全部、大字寺山字下、字中の各一部

四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月五日

七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十七年八月十四日

**○国土交通省告示第九百三十七号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下の一部、大字尾ヶ崎新田字深町、字五反歩、字上川端、字下川端、字木渕の各一部及び字道内、字八町の全部、大字釣上字高岡、字碇、字内谷の各一部、大字釣上新田字上、字平沼の各一部及び字雁沼の全部

四　土地区画整理事業の名称　さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月五日

七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十七年八月十四日

**○国土交通省告示第九百三十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

(一)　二ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第千三百二十二号で指定した同号九に掲げる土地の区域及び平成十二年建設省告示第千二百十三号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

栃木県日光市日光

字野州原第一国有林

一一三三林班　ろ小班　一号及び十六号から十九号まで

は小班　二号から九号まで

に小班　十号から十五号まで